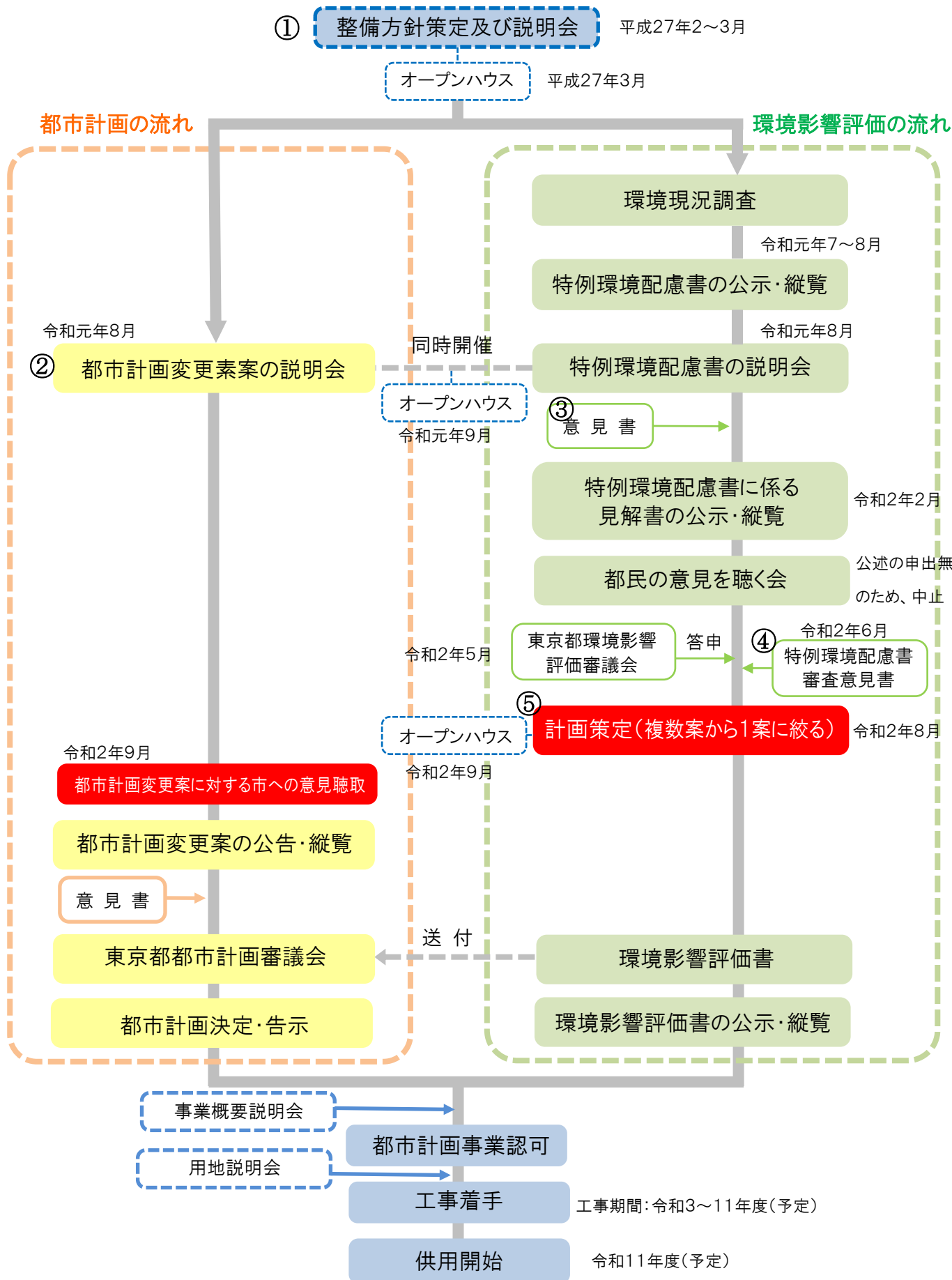


事業の流れ(東京都)



- ① 「南多摩尾根幹線の整備方針に関する説明会」での主な意見 平成27年2~3月開催
- 道路構造の基本的な考え方を整備方針として定め、今後の進め方について東京都が説明
 - (道路構造に関すること)
 - ・整備方針(平面構造、4車線、早期整備)に賛成である。
 - ・車道をできる限り中央に寄せて、沿道から離して欲しい。
 - ・高低差のある区間はどのような構造になるのか。
 - ・掘割(蓋掛け)構造が望ましい。
 - ・歩道に植栽スペースを確保して欲しい。
 - (環境に関すること)
 - ・住環境への配慮を一番に考えて欲しい。
 - ・希少種の生息環境を保全して欲しい。
 - ・環境アセスメントをしっかりやって欲しい。
 - (その他の質問)
 - ・住民の意見を聴きながら進めて欲しい。
- ② 「都市計画変更素案及び特例環境配慮書の説明会」での主な意見 令和元年8月開催
- 都市計画変更素案及び特例環境配慮書(一部区間のルートが異なる複数案を作成)について東京都が説明
 - ・標準区間は、なぜ掘割構造から平面構造にするのか。
 - ・現道を拡幅するべきではないか。トンネルは必要ない。
 - ・湿地の南側を通過する案に変更することが決まったのか。
 - ・片側2車線以上に車線数を増やすことはないのか。
 - ・トンネルに換気塔は設けるのか。出入り口に排気ガスが集中するのではないか。
 - ・水生生物だけではなく、哺乳類や鳥類についての影響評価はしているのか。
 - ・湿地周辺のモニタリングについて知りたい。
 - ・提出された意見書は、どのように公開され、提出者に通知されるのか。
 - ・多摩東公園交差点は渋滞しているが立体交差にしないのか。
 - ・南多摩尾根幹線を横断する際、道路の幅が広いため途中で赤信号になってしまっていて一度で渡り切れないことがある。横断歩道は現在より渡りやすくなるのか。
 - ・自転車はどこを走るのか。
- ③ 特例環境配慮書の意見書提出(多摩市長→東京都知事) 令和元年9月11日提出
- 特例環境配慮書の内容について、多摩市長から東京都知事に意見書を提出
 - ・大気汚染対策は、トンネル出入口において、自動車からの排出ガスの影響を出来る限り少なくして欲しい。
 - ・騒音・振動対策は、対策措置を十分に行い周辺環境への十分な配慮をして欲しい。
 - ・生物・生態系は、多摩市生物多様性ガイドラインを踏まえ、連光寺・若葉台里山保全地域などの現状の生態系や、生物多様性や自然環境の保全に配慮して欲しい。
 - ・里山保全地域への影響を及ぼす可能性は低いと予測していることを確認するためには一定期間の継続的な調査が必要と考えるが、関係機関や市民団体等と調整を図られるよう検討して欲しい。
- ④ 東京都環境影響評価審議会(答申) 令和2年5月29日開催
- 特例環境配慮書に関する審査意見書(東京都知事→事業者) 令和2年6月4日送付
 - 審議会を重ね、都民の意見及び関係地城市長の意見等を勘案して答申され、東京都知事から審査意見書が送付
 - ・本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。
 - ・騒音・振動については、トンネル工事の施行中のトンネル坑口では、付近に住宅が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等環境保全を確実に実行し、必要に応じて一層の環境保全措置についても検討すること。
 - ・湿地の生息(育)環境について、湿地には注目される貝類が存在するため、工事施工中の地下水位モニタリングの他に、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施を検討すること。
- ⑤ 計画策定(複数案からB案を選定) 令和2年8月6日公表
- 事業者は、B案(既定都市計画の位置より南側とした案)を選定
 - ・対象計画の策定方法は、以下の内容を総合的に判断し、事業者(東京都都市整備局、建設局)が選定
 - 1) 東京都知事(環境局)の特例環境配慮書に関する審査意見書
 - 2) 都民及び関係市長等の意見
 - 3) 事業者の視点による評価